

小樽商科大学研究報告に係る大学院学生及び学外者投稿の取扱要項

(平成19年7月18日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、小樽商科大学研究報告編集委員会（以下「委員会」という。）に、小樽商科大学大学院商学研究科に在籍する学生（以下「大学院学生」という。）及び学外者が、小樽商科大学研究報告（以下「研究報告」という。）への研究成果（以下「論文等」という。）の投稿を申し出た場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(学外者投稿資格)

第2条 研究報告への投稿資格のある小樽商科大学研究報告投稿規程第3条第3号に規定する学外者は、次のとおりとする。

- (1) 本学学部卒業生及び大学院修了生
- (2) その他委員会が適当と認めた者

(推薦状)

第3条 大学院学生が投稿する場合は、投稿する論文等の原稿と併せ、指導教員等の推薦状（別紙様式）を委員会に提出するものとする。

(論文等の審査)

第4条 委員会は、小樽商科大学研究報告投稿規程第8条に規定する論文等を受理した場合は、別に定める「小樽商科大学大学院学生及び学外者の論文等の審査要領」に基づき論文等の審査を行う。

(掲載論文等数)

第5条 研究報告に掲載する大学院学生及び学外者の論文等数は、研究報告の同一号において2原稿以内とする。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、大学院学生及び学外者の投稿の取扱いに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年7月18日から施行する。